

令和4年度第1回
文京区景観づくり審議会会議録

日時：令和4年12月13日（火）

14：59～16：58

場所：文京シビックセンター

24階 区議会第1委員会室

○有坂幹事 開催に先立ちまして、事務局から委員、幹事の方々にお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、会議中は必ずマスクを着用していただきますようお願いいたします。

また、傍聴の方々も入室時の検温、手指の消毒に御協力をいただくとともに、会議中は必ずマスクを着用し、お手元の資料にございますように、拍手などは御遠慮いただき、静粛に傍聴していただくようお願いいたします。また、携帯電話は電源をお切りいただくか、マナーモードに設定をお願いいたします。加えて、録音・撮影などはできないこととなっておりますので、御協力の程、よろしくをお願いいたします。

では、定刻となりましたので、ただいまより令和4年度第1回文京区景観づくり審議会を開会させていただきます。

本日はお忙しい中、本審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本審議会の事務局を担当しております都市計画部住環境課長の有坂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、お手元の資料を確認させていただきます。

本日の資料は、あらかじめお送りさせていただいておりますが、お持ちでない方がいらっしゃいましたら事務局にお声掛けください。よろしいでしょうか。

お送りしている資料は、A4の用紙で、次第、座席表、両面印刷の委員、幹事及び民間技術者の名簿、A3の用紙で、最終選考現地調査箇所図がそれぞれ1枚。A4の資料1が1枚と資料2が最終選考候補物件の応募用紙を含めて7枚。そして、参考資料1から参考資料5までとなっております。

また、机上には景観計画の冊子と後程、投票の際に使用いたします各部門の投票用紙3枚を置いてございます。こちらも不足はございませんでしょうか。よろしいですか。

では次に、委員、幹事の欠席について御報告いたします。清水委員と吉本幹事、新名幹事が、所用のため欠席との御連絡をいただいております。

最後に、会場のマイクの使用方法でございますが、お手元のスイッチを押してから御発言いただき、終了いたしましたらスイッチをお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、本日の審議会の進行につきまして、お手元の次第に従い進めさせていただきます。

まず初めに、委員の委嘱を行います。

本審議会の委員につきましては、令和4年9月1日から任期が始まっております。皆様には委員就任について御了承をいただいているところでございますが、ここで改めまして、お一人ずつ委嘱状をお渡しさせていただきます。

本日は、区長は他の公務がございますため、佐藤副区長よりお渡しいたします。

お名前をお呼びいたしますので、自席にて御起立いただき、委嘱状をお受け取りいただきたいと存じます。

なお、区職員選出の委員及び幹事につきましては、既に任命を行っております。

では、副区長、よろしくお願いいたします。

初めに、学識経験者選出委員の委嘱でございます。米田正彦様です。

○佐藤副区長 委嘱状。米田正彦様。文京区景観づくり審議会委員を委嘱します。令和4年9月1日。文京区長、成澤廣修。

よろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 土田寛様です。

○佐藤副区長 土田寛様。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 岸田省吾様です。

○佐藤副区長 岸田省吾様。よろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 伊藤香織様です。

○佐藤副区長 伊藤香織様。よろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 次に、区民公募委員の委嘱でございます。太田惇様です。

○佐藤副区長 太田惇様。よろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 八木俊樹様です。

○佐藤副区長 八木俊樹様。よろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 関根章司様です。

○佐藤副区長 関根章司様。よろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 橘一洋様です。

○佐藤副区長 橘一洋様。よろしくお願ひいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 馬場しづ子様です。

○佐藤副区長 馬場しづ子様。よろしくお願ひいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 最後に、区議会議員選出委員の委嘱でございます。浅川昇様です。

○佐藤副区長 浅川昇様。よろしくお願ひいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 山田浩子様です。

○佐藤副区長 山田浩子様。よろしくお願ひいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 萬立幹夫様です。

○佐藤副区長 萬立幹夫様。よろしくお願ひいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 宮本伸一様です。

○佐藤副区長 宮本伸一様。よろしくお願ひいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 浅田保雄様です。

○佐藤副区長 浅田保雄様。よろしくお願ひいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 たかはまなおき様です。

○佐藤副区長 たかはまなおき様。よろしくお願ひいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 ありがとうございます。

ここで、審議会の開会に当たりまして、佐藤副区長より御挨拶を申し上げます。

副区長、よろしくお願ひいたします。

○佐藤副区長 改めまして、皆様こんにちは。副区長の佐藤でございます。

本日は御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、事前

に都市景観部門の候補地も御視察をいただいたということで、この後、引き続き御審議いただくと長時間にわたることになりますが、よろしく願いいたします。

今、皆様には、令和4年9月1日付けで委嘱をさせていただきました。本日お諮りいたしますのは、第21回文の京景観賞の最終選考についてでございます。コロナ禍が続く中、夏の猛暑などもありましたけれども、おかげさまで幅広い世代の方々から御応募いただいたと聞いております。本年も景観賞が行えたこと、また、審議会の皆様に御協力いただけますことに改めて感謝申し上げます。

これまでの景観賞では、皆様がよく御存じの、文京区ならではの大学や寺社、庭園の景色からまち中の何気ない風景まで、たくさんの景観が選ばれております。全て文京区を彩る景観であり、今後も、本区を訪れる方々に歴史と文化と緑に恵まれたこのまちを素晴らしいと思っていただけるように、区民の皆様とともに文京区らしい魅力的な景観づくりに努めてまいりたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、本区より良い景観形成のために、さらなるお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○有坂幹事 ありがとうございます。

続きまして、会長及び会長職務代理の選出を行いたいと思います。会長につきましては、文京区景観づくり条例施行規則第26条第1項の規定により、委員の互選によって定めとなっております。本日は清水委員が御欠席となっておりますが、どなたか御推薦いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

○土田委員 土田でございます。よろしくお願い申し上げます。

会長の選出ということでございますけれども、これまでも会長をお願いしております岸田委員に会長になっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。（拍手）

○有坂幹事 岸田委員の名前が挙がりまして、拍手もいただきましたので、岸田委員を会長ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○有坂幹事 それでは、岸田委員に会長をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

続いて、会長職務代理の選出です。文京区景観づくり条例施行規則第26条第3項の規定により、あらかじめ会長の指名する委員となっております。会長、御指名をお願い

いたします。

○岸田会長 今日欠席されておりますが、これまでも会長職務代理を務めていただきました清水委員に、引き続きお願いしたいと思っております。

○有坂幹事 では、清水委員に会長職務代理をお願いしたいと思います。

それではここで、改めまして、岸田会長から御挨拶をいただきたいと思っております。

会長、よろしくお願いいたします。

○岸田会長 皆様、こんにちは。今年度もよろしくお願いいたします。

ただいま会長に御指名いただきました岸田でございますが、会を始めるに先立ち、一言御挨拶申し上げます。

文京区の景観づくり審議会の役割は、区民の皆様、区内で働き、あるいは学んでおられる多くの方々が文京区らしい景観を知り、それを守り育むきっかけをつくるためのお手伝いをする事だと思っております。景観を考えたまちづくりを進めるには、区民の皆様に景観への意識を共有していただくことが大切です。

審議会が20年以上行ってまいりました景観賞の選定も、そのための1つの方法だと思っております。区民の皆様に応募していただき、あるいは選出された場所に興味を持っていただくことをとおし、文京区の面白さ、あるいは奥深さに気づき、文京区という場所に愛着を感じられるようになるのではないのでしょうか。それはまた、文京区を訪れる多くの方々にも区の魅力を知っていただくことにつながると思っております。

区内では、最近、落ち着いたまち並み、落ち着いた建物などが増えてきたと実感しておりますが、依然として人目を引くことを優先したような建物も造られております。建物は否応なく都市環境の形成に参加することになります。建築など関係する立場の方々には、多くの区民に共感を得られるような環境づくりに参加するという意識を持っていただくことが必要です。景観賞の選定は、そうした意識を喚起するための1つの奨励策、インセンティブにもなってきたのではないかと考えております。

昨年からはまりました「こども景観写真部門」は、子供たちに身の回りの世界の中に興味を持てる風景を見つけてもらおうという企画です。1回目の募集でも子供ならではの視点から撮影された応募作が集まりました。この賞が豊かな景観に満ちた未来の文京区づくりにつながる一歩になればと思っております。

最後に、景観の姿は、その社会が求める、あるいは求めてきた世界を映していると思っております。現在、社会の多くの局面で持続可能な環境の実現という新しく、かつ、重い課

題に直面しています。良い景観とはどのようなものか、そうした課題と無関係ではあり得ないと思います。

一方、激しく変化する現代社会の中であって、多くの人がかれからも変わらず安心して生活し、生きていけると実感できるような安定した場所、あるいは永続すると感じられるような場所をつくり、守っていくことも必要です。持続可能な環境とは、複雑な技術論以前に、そうした単純な目標に関わることではないでしょうか。改めて景観を考え、まちづくりを進めることが、これまで以上に重要になっていると感じております。

委員の皆様、関係部署の皆様と力を合わせ、諮問にお答えし、また、区民の皆様の御期待にお応えしなければならないと感じております。

以上、簡単でございますが、御挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

○有坂幹事 ありがとうございます。

続きまして、副区長より審議会に諮問がございます。

副区長、よろしくお願いいたします。

○佐藤副区長 文京区景観づくり審議会会長岸田省吾様。文京区長成澤廣修。

文京区景観づくり条例第25条第2項の規定により、下記の事項について諮問いたします。第21回文の京景観賞の最終選考について。よろしくお願いいたします。

○岸田会長 よろしくお願ひします。

(諮問文手交)

○有坂幹事 副区長は、公務の関係上、ここで退席をさせていただきます。

○佐藤副区長 どうぞよろしくお願いいたします。

(佐藤副区長退席)

○有坂幹事 続きまして、新たに委員、幹事となった区職員、及びこども景観写真部門の選考に当たり、専門的な御意見をいただく民間技術者を御紹介いたします。

まず、区職員の委員を御紹介いたします。都市計画部長の澤井委員でございます。

○澤井委員 澤井でございます。よろしくお願いいたします。

○有坂幹事 土木部長の吉田委員でございます。

○吉田委員 吉田でございます。よろしくお願いいたします。

○有坂幹事 施設管理部長の長塚委員でございます。

○長塚委員 長塚でございます。よろしくお願いいたします。

○有坂幹事 教育推進部長の八木委員でございます。

- 八木（茂）委員** 八木でございます。よろしくお願いいたします。
- 有坂幹事** 次に、幹事でございます。企画政策部企画課長の横山幹事でございます。
- 横山幹事** 横山です。よろしくお願いいたします。
- 有坂幹事** 都市計画部都市計画課長の下笠幹事でございます。
- 下笠幹事** 下笠でございます。よろしくお願いいたします。
- 有坂幹事** 都市計画部地域整備課長の前田幹事でございます。
- 前田幹事** 前田です。よろしくお願いいたします。
- 有坂幹事** 施設管理部整備技術課長の大畑幹事でございます。
- 大畑幹事** 大畑です。よろしくお願いいたします。
- 有坂幹事** 最後に、都市計画部住環境課長の有坂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、民間技術者を御紹介いたします。プロカメラマンの木内和美様でございます。

- 木内氏** 木内と申します。よろしくお願いいたします。
- 有坂幹事** 木内様には、区内在住・在学の児童を対象とした景観啓発事業「文京パチリ」で本年度、講師を務めていただいたこともあり、こども景観写真部門の1次選考において御講評をいただいております。本日の選考におきましても御意見等いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。
- それではここからは、次第に従い、議事に入らせていただきます。
- 進行は、岸田会長にお願いすることといたします。
- 会長、よろしくお願いいたします。

- 岸田会長** 始めたいと思います。

それでは、先程、副区長から諮問がございましたとおり、本日の議題は、第21回文の京景観賞の最終選考についてです。今回も選考を行い、答申したいと思います。

まず、事務局から関連資料の説明をお願いいたします。

- 有坂幹事** はい。まず初めに、文の京景観賞の選考基準について御説明いたします。

参考資料1を御覧ください。「文の京景観賞実施要綱」でございます。要綱の第1条では、目的といたしまして、区内の景観を形成している建築物、公園、広告物、まち並みなどや優れた景観づくりに貢献した地域活動等、児童の撮影した景観に係る写真を表彰することによって、区民及び事業者等の景観形成に対する意識の向上を図ることとしております。

第4条では、部門の種類を、第5条では、各部門の表彰対象を規定しております。第5条第2項には、文化財保護法や文京区文化財保護条例等により指定された文化財については、「都市景観部門」の表彰対象としない旨を規定しております。

裏面を御覧ください。第8条では、選考について規定しております。景観賞の選考は、1次選考と最終選考の方法により行うこととしております。第2項にありますように、1次選考の方法につきましては、表彰分科会において「都市景観部門」のみ書類審査及び現地調査を行い、「景観づくり活動部門」及び「こども景観写真部門」は書類選考のみ行うということになっております。

次ページの別表、選考基準を御覧ください。都市景観部門では、「新たな景観の創出や隠れた魅力を再発見するなど、『文の京』にふさわしい景観を形成しているもの」。景観づくり活動部門では、「住民及び団体の活動を通じ、『文の京』の景観づくりに貢献しているもの」。こども景観写真部門では、「児童の視点で、まち並みやまちの賑わいが撮影されているもの」と基準を定めております。

さらに、それぞれに詳細な視点を示しておりますので、こちらの選考基準に基づき、選考していただきますようお願いいたします。

説明は以上です。

○岸田会長 ありがとうございました。

景観賞の候補については、あらかじめ表彰分科会で御議論いただいております。分科会の座長である米田委員から、選考の経過や結果について御説明をお願いいたします。

○米田委員 表彰分科会の座長を務めております米田でございます。よろしく願いいたします。

分科会での選考は、御応募いただきました物件について、私と5名の区民公募委員の6名で、3回実施いたしました。9月13日の第1回分科会におきましては、プレ選考を行いました。10月4日の第2回分科会では、都市景観部門のプレ選考で、上位8位までの物件について現地調査し、1次選考を行いました。そして、10月18日の第3回分科会では、1次選考の結果を基に、本日举行最終選考の候補を選考いたしました。

それでは、選考の経過について御説明いたします。今回も都市景観部門、景観づくり活動部門、こども景観写真部門の3部門の募集を行い、資料1にございますとおり、合計で51件の応募がありました。

プレ選考の方法は、例年と同様に応募用紙に記載されています内容と写真を基に、各

委員が物件ごとに5点、3点、0点の点数によって採点を行いました。プレ選考の結果は、お手元の参考資料3の「第21回文の京景観賞プレ選考結果一覧」のとおりでございます。

都市景観部門につきましては、その合計点が上位のものを現地調査の対象といたしましたが、上位の物件の中に選考対象外としなければならないものが2つございました。

1つ目は、受付番号25番「東京大学総合図書館」です。こちらはプレ選考では6位でしたが、建築物が建築基準関係の規定に違反していないことを証明する書類が交付されていなかったことが確認されましたので、現地調査はせずにプレ選考の段階で選考対象外としました。

2つ目は、受付番号33番「服部坂と明治の石積が残る歴史の風景」です。こちらはプレ選考で7位でしたが、建築基準法制定以前に建設された石積擁壁であり、法に適合しているかを確認することができなかったため、こちらも現地調査はせずにプレ選考の段階で選考対象外としました。

景観づくり活動部門及びこども景観写真部門につきましては、書類審査のみで1次選考を行っております。ここでは、景観づくり活動部門の受付番号3番「『大横丁からあなたへ届けたい、季節の便り』ーコミュニケーションツールとしての商店街フラグー」につきましては、プレ選考では1位でしたが、東京都屋外広告物条例及び同施行規則に定める規格に適合していない部分や、文京区屋外広告物景観ガイドラインに定めている情報や色彩に関する事項に適合していない部分があるということが判明しましたため、選考対象外としました。また、こども景観写真部門につきましては、プロカメラマンの木内様の講評を参考に選考を行いました。

1次選考は、先ほど事務局から説明がございました選考基準を基に、各委員20点の持ち点で120点満点で採点を行いました。都市景観部門の受付番号32番「お茶の水坂と元町公園の風景」については、プレ選考では1位、現地調査後の採点では2位でしたが、公園の改修工事に伴いまして、既に仮囲いが設置されております。そして、令和6年度一杯工事を行う予定とのことだったため、改修後の応募に期待しまして、今回は選考対象外としました。

また、こども景観写真部門の受付番号11番「金魚すくいたいな」は、プレ選考では3位でしたが、被写体が金魚であり、景観を写した写真ではないという判断によりまして、最終選考には上げませんでした。

これらを踏まえた結果につきましては、参考資料4の「1次選考講評」のとおりとなっております。都市景観部門5件、景観づくり活動部門2件、こども景観写真部門4件を最終候補物件といたしました。

続きまして、最終候補物件について、1次選考で上位でありましたものから順に御説明いたします。

○関根委員 質問よろしいですか。

○岸田会長 はい、どうぞ。よろしいですか、中断になってしまいますが。

○関根委員 今までのところで質問が1つありますが、よろしいでしょうか。

○岸田会長 はい。

○関根委員 先程、会長の方からも区民だけではなくて、他の区民に対してもというようなお話があったかと思うのですが、そういう意味では、今回の応募件数51件の内に文京区及び文京区以外からどのような比率でもって応募があったのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。今後の活動に関して重要なポイントになるのじゃないかと思って質問させていただきました。

○岸田会長 これは、事実関係の確認としては事務局で、応募者に関するお問合せだと思うのですが。

○有坂幹事 今回の応募につきましては、区外からの応募はございませんで、皆区民からの御応募ということになっています。

○関根委員 先程の会長の御意見としては、残念な感じがしますね。

○岸田会長 もちろん広く応募があった方がよろしいのですが、私が申し上げたのは、文京区の魅力を区外の方にも特に広く知っていただくことが大切ではないかと思いました。

○関根委員 分かりました。もう1つなのですが、こちらはちょっと提案なのですけれども、今、米田さんからもお話がありましたが、大横丁からの件ですけれども、こちらは確かに対象外となってしまったのですけれども、それは都の条例ですか、それとあとは文京区のガイドラインということで、そちらに抵触するのではないかとということで却下された。確かに分科会でもそのようなお話をいただいたと思うのですけれども、私が思うには、やはり景観賞というのは、将来的に地域の活性化を目指すものではないかと思っておりまして、だとすると、それは得点が一番多くて第1位になった大横丁からの案に関して、ガイドラインで不適切といわれても、ガイドラインというのは、あくまでもこれを守ってくださいねということで、特にそれが対象外になるというふうには思え

ない。澤井委員も先程、特に罰則規定もありませんよというお話をいただいたので、是非これはこの場を借りて再考させていただきたい。要は、3つあるうちの1つとして、是非大横丁からの案件に関しては対象に入れていただきたいと御提案させていただきます。

○岸田会長 分かりました。基本的にこの審議会で、分科会での結論について補充しつつ、新たに審議するものを上げることはできるのですか。

○有坂幹事 分科会で一定の議論がされ、審議会上げるものを決めていただいたというご理解でおります。審議会では上がったものを審議していただくということになっておりますので、分科会で選外としたものを改めて審議会でご審議いただくということはこれまでもございませんし、そういう考えは持っておりません。

また、今、関根委員から御意見がございましたが、ガイドラインであっても守っていただきたい。区が設定している基準から逸脱していたり、都の条例から逸脱していたりというものにつきましては、建築物もそうなのですが、景観的に素晴らしいというものであっても、先程米田委員からも石垣のところでありましたが、法を満たしているかどうか分からないものや、明らかに法を逸脱しているようなものを、公がこれはいいと認めてしまうと、適法でないものまでいいという判断をしてしまったこととなります。これまでの景観賞の選考に当たりましてもそういったものは、対象外としてきた経緯がございますので、今後もそういったことで、選考していただければと考えております。

○関根委員 言うことは良く分かるのですけれども、よくある御質問という応募要綱の方には、文化財は選考対象外ですということは明記されているのですけれども、そのほか細かい細目事項については全く記載がないので、この当事者、提案した方は、自分たちはちゃんとイベントとしてやったのだけれども、やったときには何のお咎めもなしにできたのに、それがこの景観賞では対象外となるというのは納得できないのではないかと思います。是非それは再考していただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○有坂幹事 応募していただいた方は、適法なものかどうかということは、その時点では分からない。景観的に良いということで御応募していただいているのですが、先程も言いましたように、区が景観的に良いといったときに、その写り込んでいるものが明らかに法に適合していないというものは選定しないということにしてきておりますし、また、法が変わる前には適法なもので建っていた建物であっても、法が変わった、改正された後に、その改正部分について、その建物自体が例えば、耐震性が今の基準に適合してい

ないというようなものに賞を与えるということができないということで御認識いただければと思っております。

○岸田会長 ありがとうございます。今は分科会の結論の御説明をいただくという時間なので、委員から御提案のあった問題については、その後、具体的な選考過程の議論の中で、また更なる補充の説明なりを求めるといことにしたいと思いますが、それよろしいでしょうか。

○関根委員 はい。結構です。

○岸田会長 それでは、米田委員、引き続きお願いいたします。

○米田委員 では、引き続き説明いたします。最終候補物件についての1次選考で上位であったものから順に説明いたします。資料2の2ページ目以降にございます応募用紙を御覧ください。

まず、都市景観部門です。5件ございます。

1件目は、「智恵子が見た空」です。通称「保健所通り」と呼ばれるこの通りは、古い蔵を有するお屋敷や数寄屋風の家、また和洋折衷の家、お屋敷などが歴史を感じさせるまち並みであること、そして電線が地中化されていまして、良好な都市景観を形成している点が良いという評価で1位となっております。

2件目は、「季節と自然の魅力にあふれる緑のまちかど」です。再開発地区のセットバック部分、接道部分に常緑樹と落葉樹の連続した植樹帯が設けられており、緑豊かな街角を演出しているという点から2位となっております。

3件目は、「山門の奥に林立する音羽通りのビル群と講談社」です。歴史を感じる護国寺の山門や境内の緑と音羽通りのビル群との対比が美しく、伝統的な景色の中に調和した都市景観を生み出しているということから3位となっております。

4件目は、「後樂園地下鉄留置線と文京区役所」です。擁壁や並木の緑、モダンな文京シビックセンターを対比させた都市景観を形成しており、面白いといった意見がある一方で、建替えが予定されている中央大学後樂園キャンパス1号館の竣工により、現在の景観とは異なるものになっていくだろうとの意見があったことから5位となっております。

5件目は、「白山通りのいえ」です。白山通りに面して地植えや鉢植え、園芸などの緑を多用し、安らぎや潤いを感じさせる空間を演出しているという点から4位となっております。なお、この物件は、都市景観部門全ての応募物件の中では4位となっております。

が、令和2年度に景観賞を見直した際、敷地面積が200平方メートル以上のものと未満のものは分けて選考することといたしましたので、この物件は単独での御審議をいただきたいと思っております。今回は一緒にしてしまっている点で分かりにくくなってしまっております。その辺は申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

次に、景観づくり活動部門でございます。2件でございます。

1件目は、「四季の彩りの花壇づくり」です。継続的に礪川公園の花壇の手入れをしているこの活動は、行き交う人々の心を和ませ、美しいまちづくりに貢献しているという点で1位となっております。

2件目は、「湯島花いっぱい会」です。歩道の植え込みを手入れすることで、ごみのポイ捨てを減らすという効果もあり、美しいまちづくりに貢献しているという点から2位となっております。

最後に、こども景観写真部門でございます。4件でございます。この部門は、後程、木内様から御講評いただけたと思いますので、分科会での講評は簡単に御説明いたします。

1件目は、「入口出口の門」です。重厚感のある門のラインが奥のマンションの縦格子のように見える斬新な構図ということで、1位となっております。

2件目は、「セミが鳴く坂」です。文京区の景観特性である起伏に富んだ坂や潤いを感じられる緑が一体となった写真で、2位となっております。

3件目は、「東大の緑の大きな木」です。下から見上げた構図で撮影され、存在感のある大きな樹木であることを感じさせてくれるという点で3位となっております。

最後は、「青空の道」です。六義園の美しい緑と素晴らしい青空を対比させた写真で、4位となっております。

以上が、最終選考物件となります。分科会における選考経過等については以上です。よろしく願いいたします。

○岸田会長 ありがとうございました。

分科会で度重なる御議論、あるいは現地調査をいただきました委員の皆様、こども景観写真部門について御講評をくださいました木内様、ありがとうございました。

選考に当たり御苦勞もあつたことと思っております。何か補足なり感想などありましたらお願いいたします。先程の問題はちょっと大きな問題なので、まずは、区民の委員の方々、いかがでしょうか。

八木委員、どうぞ。

○八木（俊）委員 分科会で個別に点数を付けているときは、それほど苦労しなかったのですけれども、今回、順位付けするということになると、自分の中でも、今日この場に來ても大変迷っております。どうしてかと言いますと、今回は2つに候補が分類できるのかという気がしました。1つは心の風景。以前、歴史的な建物で心の風景景観賞みたいな、そんな賞があったかと思います。それからもう一つは、最近建てられた建物で環境に貢献し、発信しているもの。

前者の方は「智恵子が見た空」とか、それから場合によっては「後樂園地下鉄留置線と文京区役所」とか、それから後者の方は「季節と自然の魅力にあふれる緑のまちかど」とか、「白山通りのいえ」とか、そういうものが出てくるのですけれども、これを一緒に土俵で評価するのは本当に難しいなという感想を持ちました。

その辺は、2年ぐらい前にこの賞が1つに統合された、その経緯も知っているのですけれども、実際判断してみると、一緒に土俵で、何か座標軸が違うような気がして難しいなというのが正直な感想です。そういう中で、どこか決めなきゃならないものですから、個人的な推薦としまして、分科会の方でもあったのですけれども、景観の賞なのですけれども、人に優しいとか、環境に優しいとか、場合によってはバリアフリーとか、そういったようなことも考慮していかなきゃいけないのじゃないとか、というような御意見もありました。そうなってくると、ますます頭の中が混乱しちゃいまして、順位付けが非常に難しいなというのが今回の感想です。

そういう中で、ちょっと一つ見えなかったのが推薦したいのは、「季節と自然の魅力にあふれる緑のまちかど」でこの文京区役所のそばに建ったビルなのですけれども、他のビルのセットバックが1.5メートル程度のところを3メートルぐらいして、途切れた街路樹を足していると。これは当然といえば当然かもしれませんが、小さな交差点なのですけど、結構人が溜まります。そのセットバックしたことによって人溜まり、懐ができて、交差点の安全面でも貢献しているなというような感想を持ちました。それから、点字ブロックが玄関ホールの中まで引いてありました。これもなかなか外観からは見えにくかったのですけれども、そういう点で、強いて言うならばということで、これを推薦したいと考えています。

以上です。

○岸田会長 ありがとうございます。実質的にこれは補足の説明といたしますよりも、審議の討論に近い形だと思います。非常に基本的な、どう言ったらいいのですかね、御判

断がありました。風景、心の風景と景観という、どちらかというとな抽象的な対象として眺めるみたいなものとの違いは確かにあると思います。ですから、委員の方には難しい判断をしていただくほかないのですが、この点に関して、米田委員、あるいはその他の委員の方で御意見があったらお聞かせ願えないでしょうか。

どうぞ。

○関根委員 何回もすいませんけれども、今、御指摘があったように、簡単に言うと、景色だとか風景というような問題と、もう1つは、人間の経済的・文化的活動の営みによって形成された景観、景と観というのがあって、景は景色、風景、観は人間が感じることであるとか、あるいは人間の営みに関係するものということ、八木委員の言うことは、多分そういうことではないかなと私は理解しました。ということでは、今後の話になるかもしれませんが、是非とも今の心の問題と実際の問題、要は、景観の景と観、その2つですね。実態があるものと、それからあとは経済的、あるいは文化的な活動によって感じられるもの、この2つを大きく分けていく必要があるのではないかと私は考えます。

○岸田会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。 太田委員、どうぞ。

○太田委員 先程から多くの委員の方が、景観というものをどの立場の人から見ることが大事であるという御指摘がありました。私がこの委員を務めましてから持病が悪化して、酸素ボンベを常時使用する身になりました。そうしますと、そうしたハンディキャップといいますか、身体障がいの者から見ると、歩きやすさだとか、段差が少ないとかということも景観の対象になるのではないかと。そうしますと、選考基準には全て景観のこのことのみ書かれている。8番目のところに潤いとか安らぎのあるということで少しそういうところに振られていますけれども、どのような立場の人から見ての景観だとか、これは全ての人たちから見て大事ではないかという観点を、選考基準そのものも見直すということが大事じゃないかなと思いました。そのことは分科会でも何回か発言しまして、こちらの公募委員の方たちからも同等の意見が出ましたので、改めて選考基準そのものも次回から見直すということも必要じゃないかということをお願いしたいと思います。

○岸田会長 ありがとうございます。これは大きな課題、宿題になるかと思えます。関連した事項でも結構でございますが、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

○米田委員 じゃ、私の方から、この景観賞の選考基準というのが参考資料1に、それから別表にきちっと書かれていて、ここでは注意深く風景という言葉が取り除かれているというか、それを避けているということじゃないかなと思います。それは対象を少し絞るというか、風景となると、これは美しい景観を感じ取る自分という時間的な景観、イコール風景ということになるかと思いますが。そこまで拡張するかということになってくると思います。そうすると、またまた評価がさらに難しくなるのではないかというのが私の意見です。

ということで、これ20年続けてきた選考基準ということで、何かしら社会的なありようが全く変容していくとか、そういう状況の中で選考基準が変わっていくというのはあるかなと思うのですが、今、区民の委員の皆さんからいただいた意見というのはすごく重要な意見なので、この基準をなぜ変えるのかというところは、非常に慎重に見極めていかないといけないのかなというのが私の意見でございます。

○岸田会長 ありがとうございます。

私の方から一言申し上げます。景観と風景というのは、これは関連の学会でも意見が分かれるところです。大まかなところ、風景は、インビジブルなものを重視する。だから心象風景というように非常に広く捉えられたものがあり得る訳なのですが、一方でそういうものを客観的に扱うということはなかなか簡単にいかない。簡単にいかない。この景観賞は、そういう意味では基本的に誰でも見て取れる、議論が対象化できるようなものに限定しつつ行う。やはりまちですから人のファクターを除くことはできない。これは当たり前のことなのですね。ですから、ビジブルの特性を評価しながら、それがどれだけ意味というか、インビジブルなものを巻き込めるか、その辺りの判断が求められている。そういう賞だと理解しております。だから風景賞では基本的にはない訳ですね。でもビジブルなものだけでも限定されないということであると思います。この20年間はそういうものとして、審議されてきたと理解しております。

時間的な制限もございまして、できましたらそれぞれの部門の審議に限って進めさせていただきたいと思います。まずは、都市景観部門から。30分の審議の時間がありますが、先程の議論も含めてなるべくコンパクトにできればいいのかなと思っております。

米田委員から、先程、御説明にありましたが、「白山通りのいえ」は一応この都市景観部門の中ではあるのだけれども、敷地面積200平方メートル未満のものとして単独で議論するというので、取りあえずはそれを除いた形で御議論いただきたいと思いま

す。どなたか候補物件についてコメントなり感想なり、御意見がありましたらいただけないでしょうか。先程は個別の話としまして、これは小石川の再開発の計画を推される委員がおりました。これも含めていかがでしょうか。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 今、いろいろな御意見、私も同じように思っておりました。ただ1点、私ちょっと違いますのは、小石川の再開発の所の、あの景観に関して言うならば、今、岸田先生がおっしゃられたようにビジブルなものという捉え方だと、今求められているものがそこにはあるのかなというようなことでは評価はできると思います。でも、その視点を持っていってしまうと、年と共にそうなるものというのが、必ず人の目にビジブルに良い印象を与えてくるのではないかというふうに考えたときに、そうじゃない心象ですか、部分の評価というものは、この人の応募はこういうような気持ちで出したんだというところにはっとさせられたりとか、こういう言い方は変なのですが、誰もが見て、だよねと思うというよりも、私は今日、「智恵子が見た空」って初め全然、言葉悪いですけど、どういうことだろうと思って行きました。ただ、あそこに立ったときに、あの空をこういうふうに表現したということが、なるほどな。なるほどとまでは思えなかったけれど、すごく感慨深いものになったなと思いました。

先程も出た小石川の再開発の所は、デザイナーさんがあのように造ろうと思えば、こういう言い方は失礼なのですが、出来上がってくるものであると。なので、同じ土俵の上に、もちろんこの物件が乗ってくること自体が私も賛成ではないんですけども、そういった見方を考えると、新しいもののビジブルを取っていくよりも心象でいく方がいいのかなと私は感じました。

以上です。

○岸田会長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

○浅田委員 ほかというか、「智恵子が見た空」でもよろしいですか。

○岸田会長 どうぞ。

○浅田委員 「智恵子が見た空」についてですが、先ほどの議論の中に心象風景という言葉が先生の方からいただきました。これはもちろん、今この場で見ただけではなくて、様々な人がどう受け止めるかということになるかと思いますが、「智恵子が見た空」という、あの場所というのは、すぐそばには森鷗外の観潮楼がございます。それ

から先程、見た位置から右の方に50メートル程行けば須藤公園という、斜面地に大名屋敷が造られて自然の池がまだ残っている、自然というか水は引いていますけれども、残っているような場所なのですね。

また、非常に文学の、鷗外の観潮楼に漱石であるとか、啄木であるとか、与謝野鉄幹であるとか、そうした方々が足繁く通ったという、そういう地域でもある訳です。ですから同じ空を見ても、もちろん智恵子が見た空と私たちが今日見ている空というのは、歴史の年月はありますけれども、そうした歴史の重み、背景ですね、そうしたものも含めて、私は素晴らしいものではないかと受け止めました。

以上です。

○岸田会長 ありがとうございます。

土田委員は比較的都市の文脈を読むというような御専門なので、今の幾つかの御意見を踏まえて御意見ありますか。

○土田委員 土田でございます。大変区民の委員の方たちも真剣に表彰分科会でとてもいろいろな議論がされたのだなと感じました。私も実は景観法ができる以前、昭和の時代から景観計画、いろいろな全国の自治体でつくってきた経験からちょっとだけ余計なことを申し上げますけど、この景観づくり審議会そのものは、実は景観計画を文京区さんがつくろうと。景観法以前から文京区さんも景観への取組はされていましたが、景観法という法律が出来て、それに基づく景観行政団体になるために文京区の景観について一定程度の方向性、先程来議論があるように、心象風景、歴史、文脈も含めて、それぞれの自治体にそれぞれ自治体の個性がありますので、基本は自治体ごとの計画になっていますが、文京区としては、景観を深く考えるということについて、ある種、覚悟を新たに計画として皆さんにお示ししているものでございます。

申し上げたいのは、この中に実は拠点形成だったりとか、重点地区だったりとか、景観に関する取組がたくさんありまして、その中の一つが景観賞というような位置付けになっています。現実的に言うと、文京区さんはかなり他の自治体に比べてきめ細かい、年間、後で出てくるかもしれませんが、200件近い景観協議を毎年こなして、基準法のチェックとか、広告のチェックにとどまらず、いろいろな建築主さんだったり、設計者さんだったり、事業者さんに、ここの景観はこういうふうに考えているからこういうふうにしてねというようなことをきめ細かくやっているみたいな、かなり希有な自治体であると認識しています。

その中で、景観賞の果たす役割というのは、そういう取組をより円滑にというところとちょっと語弊が、良くないですね。より区民の方、ないしは事業者の方たちに理解をしてもらえるための、ある種モデルとして提示するようなものを、参加型で応募いただいたものの中から選ぶというところが基本的な流れじゃないかなと思っております。先程来、委員の方から出ている話は、正にこの中に一定程度以上織り込み済みというか、文京区の覚悟としては書き込んでございますので、それは文京区にとどまらず、いろいろな方たちの努力の中で徐々に実現されていくものだとして理解しています。

その計画とこの賞と、そのほかの景観に関するいろいろな取組が一体になっている審議会だということをお先に簡単に説明させていただいて、今回のこの話、簡潔にまとめますけど、今委員の方々がおっしゃっているのは、正にそのとおりだと思っております。

私自身の考えとして感想めいた話を申し上げますと、この「智恵子が見た空」については、どちらかというと無電柱化じゃないですね、電柱が残っている。電線が地中化された土木施設の景観というのが一義的には見えてきます。行ってこられた方はあれだと思いますが、変圧器が電柱の上に残っているというのは、あれは歩道の幅員を確保するために、通常は地上に置く変圧器を、地上に置けないので上空に持っていったというところがあります。

景観ということで考えると、土木系のデザインとしては、努力は分かるのですが、お屋敷街であるということに対して、例えば地区計画を地元の方たちが掛けているとか、建築協定を結んでいて、あの電線がなくなったところの景観をある種みんな意識しながら守っていこうというようなムーブメントがあるかないかというような視点はちょっと気になりました。

次に、再開発のこの前のものについて言うと、これは都市再開発法という法律の中で、法律に基づいて再開発事業がされています。もちろんセットバックの量だとか、植栽の云々といった話も一定程度レギュレーションで決められているのでやらざるを得ない。裏返すと、通常の容積率よりもかなり大きな容積率で大きな建物を造っているのを、当たり前のように地域貢献はしなきゃいけないというところを、普通の自己資金で建替えている建築と同じように見てはいけないかなとちょっと、ごめんなさい、勘ぐりが過ぎますが、そんな視点もあります。

あと、護国寺の山門についても中がほとんど文化財なので、そこから見える音羽通り沿いが意外と建物のスカイラインが合っているところが、実はこれ地区計画なのじゃない

いのかなとか、風致地区まではかかっていないと思うんですけど、そのコントラストがお互いの阿吽の呼吸で維持されているという面でいくと、とても面白い視点かなと思ったのと、あとは土木のところですね。区役所の裏の所については、結構、これを土木施設としては面白い。鉄道マニアにはたまらない風景なんですけど、これを文京区の景色だよというところ、皆さんの中でどこまで強く言えるかというところについては若干の不安があるかなという、すみません、感想です。

○岸田会長 ありがとうございます。

結局、御議論の中で、一般的な基本的な問題意識と今回の都市計画部門の具体的な選考に関わる問題が含まれていたと思います。私は思わず心象風景という言葉を使ってしまったが、今回の応募の「智恵子が見た空」ですか、これは正にそれを論じないと、それをどういうふうに評価するかということを考えないと、ほかと同列で論じられない、判断できないと思いました。

今回は投票を個別にやる訳じゃなくて、後でまとめてやる訳ですね。

ほかに都市景観部門の候補物件について意見がございましたら、それを最後にしたいと思いますが、いかがですか。

ないようでしたら、時間も迫っていますので、先程申し上げました「白山通りのいえ」、これは200平方メートル未満の敷地に建っているので、別に単独に議論することとし、賞に値するかどうかと言うことも含め議論することにはいたしたいと思います。どなたか応援演説なり、あるいは反対の意見でもありましたら。

萬立委員、どうぞ。

○萬立委員 気が付かなかったのですが、いい風景だなと思って見ました。ただ、これ自薦をされている訳でして、ほかと比べると、都市景観の様々な基準がありますけれども、都市景観は自分の意思でつくったものじゃなくて、出来上がったものに対して評価をするということだと思うのですが、この場合については、自分でアピールできる建築物ですよ。なかなか手が込んでいて、環境にも優しいというところは非常に評価をするのですが、やはり同列に、さっきの4つと今回をまとめて評価するのはなかなか難しい。先程現地で聞いたのですが、小規模については1件のみだったと聞きましたので、今後に向けて、この小規模、個人宅などを応募され、評価するときの考え方をもう少し明確にさせていただくと判断がしやすいなと思っております。景色としては非常に良いなと思いました。

○**岸田会長** ありがとうございます。

もう少し判断基準として明確さが求められるとしましたら、一言申し上げますと、単独の建築の賞を議論している訳ではございません。当然、周りのまちの風景といいますか、景観とどういう関係を持っていくか、その辺りを重視して評価する必要があるのではないかと、私の立場から申し上げますとそういうことだと思います。

ほかにいかがでしょうか、この住宅について。御意見無いようですので、一応「白山通りのいえ」に関しては審議し、賞に該当するかどうかということをお判断ください。

それで、ちょっと戻るのですが、最初、関根委員から提起がありました、選外になった理由に関して、米田委員から何か補足はありますか。

○**米田委員** ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、ガイドラインと、いわゆる法ですよね。私たちの社会のルールを守っていないというものを文京区が表彰するということは、基本的にNGだということですよね。それは、ずっと表彰分科会でもそのようなルールでやってきたということです。それを踏襲しているということでいかがでしょうか。

○**関根委員** 分かりました。私、初めて委員になったものですから、良くその辺の状況が分からないで勝手なことを言ったかもしれません。ただ、私が思っていて言いたいことは、私は50年程文京区千駄木に住んでいるのですけれども、そういう意味では商店街といわれるようなものがほとんどなくなってきているんですね。そういう意味で、大横丁の商店街、私は個別に見に行きました。そうしましたら非常に活気があって、やっぱりパワーを感じることができます。やる気も感じることができます。そういったことをもっと盛り上げてあげたいなという気持ちが強くて、そういった意見を言わせていただきました。ですからそういうことだけで、今回は皆さんの御意見に従って、それは取り下げてくださって結構です。もう一つは、是非地域の活性化をするためにどうしていったらいいのかなということも、これと同じようなことで皆さんに考えていただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

○**岸田会長** ありがとうございます。

○**関根委員** それからもう一つ、ついぞと言ってはなんですが、今度は景観づくり活動部門ですけれども、こちらについては見学しないのですけれども、是非調査をされるとよろしいかなと。行ってみると、やはり写真では感じられない、大横丁もそうですけれど

も、この2つの、あと花いっぱいの方ですね。こちらも行ってみると、やはり肌で感じるものがあるのですね。言っちゃっていいのかわからないのですけれども、私はこの2つ、ほとんど同様の活動で甲乙付け難かったのですけれども、行って感じたことは、下の方の湯島花いっぱいという、マンションの前なのですから、そこに花が綺麗に並んでいた。もう一つは、そちらのすぐ下の礪川公園の中で、それもとてとても綺麗だったのですけれども、マンションの方の前には立札が書いてあって、花の名前、それがマンジュシャゲとかアザレアとか、そういうようなものが片仮名で子供の字で書いてあったんですね。だから子供が参加してて、本当に自分たちのマンションの前だということで気を配って継続的にやっているのだな。それから子供たちにもそういうのが伝わるのだなということを感じたので、私は、「湯島花いっぱいの会」の方がよりその感じを感情として受けたということと、是非今後については、景観づくり活動部門に関しては現地調査をされるということを御提案させていただきたいと思います。

以上です。

○岸田会長 ありがとうございました。

ちょっと事前によく説明しなかったのですが、今回から投票を後でまとめるということで、審議を3つの部門に、厳密に言うと4つの部門に分けて審議する、そういうつもりでいたんです。今、関根委員のおっしゃった活動部門に関わることは、また後で改めて議論します。

○関根委員 失礼いたしました。

○岸田会長 いいえ。そう言うことで、この住宅といいますか、5階建てのアパートに関して、ほかに議論がないようでしたら……。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 アパートって小規模の。

○岸田会長 そうです。

○山田委員 よろしいですか、一言。何て言いましょうか、この方の建物、この思いで造られたというのが非常に良く分かったのですけれど、もう少しメンテナンスと言うんでしょうか、ごめんなさい、何と言うのでしょうか。ちょっと建ったままになっちゃってないかな。別に錆があるのはいいのです。でも、例えばあのプランターが、緑を置いてあると言っても、全体的にそんなに手をかけられていないような状況に見えたのは、ちょっと残念だったかなというように感じました。すみません。

○**岸田会長** 分かりました。ありがとうございます。

ほかに。

たかはま委員、どうぞ。

○**たかはま委員** 今の御発言にも関わってくるのですけれども、選考の基準で、投票用紙をこの後書くときに、1番の都市景観部門と、次に小規模とあって、それぞれ投票という形になろうかと思いますが、特に5番のところ、これ選ばれるかどうかは丸かバツか、過半数以上取れたらということになるのでしょうか。例えば、私は今の意見もありまして、不動産業を営んでいる者なのですけれども、まち並みとしては、ちょっと推薦はできないかなという思いがあります。そうすると、私の意見はこの投票にどう織り込まれてくるのか。例えば私が丸付けなかったとしても、ほかの皆様が全員付けて、私以外付ければ選考されるのか。それとも半分の人が仮に付けなかったとしたら落ちてしまうのか。その辺どうなるのでしょうかというのが1つ、まずお願いします。

○**岸田会長** 正確を期すために、事務局、その辺の規定はどうでしょうか。

○**有坂幹事** この後も投票に当たってのルールを御説明しますが、複数あった場合は、過半を取ったものが1位、均衡している場合は、そこで決選投票ということになります。今回、小規模のものにつきましては1件なので、これも過半を取れば、景観賞受賞ということで考えていただければいいかと思います。

○**岸田会長** ありがとうございます。

○**たかはま委員** 分かりました。個人的な意見としては、丸かバツかというところは慎重に皆さん御判断いただきたいなと思います。

それとあと、先程関根委員がおっしゃっていた法基準のところ、先程、今の議論の前ところでチラシに書いてあるのかどうかという話がありました。これ今後、是非明記していただいた方がいいのかなと思います。というのも、今回応募していただいた方、皆さんそれぞれ、いろいろな熱い思いがあつてのことだと思っておりますけれども、今回とおらなかったから、また来年、もっといいカメラで挑戦しようみたいに思われたときに、どんなにいいカメラを使っても、この場所は駄目ですということになってしまう。その辺がもうちょっと明確に示されていると、少なくともどこか小さくでも書いていないとちょっと不親切なのかなと思ってしまいました。その辺いかがでしょうか。

○**岸田会長** ありがとうございます。

事務局、応募の規定の中に触法的な物件は駄目というような説明はありましたっけ。

○有坂幹事 特に適法じゃないものは駄目とかということは明記してありませんので、そういうことについても、文化財のことだけじゃなくて明記していきたいと思います。

○岸田会長 分かりました。実は私も御議論を聞いていて、生き生きとしたある場所が、本当に文京区らしい特色をもし醸し出しているのだったら、なるべく拾い上げられるような仕組みをつくっていった方がいいのではないかと思うのです。そういう意味では、今の話と関係するのですが、完全な触法、それから現時点で違法というのは、議論したって結論は明らかだと思います。でも、実は米田委員の御説明でも、現時点で適法、あるいは安全性が確認できていないというものも機械的に排除していいのかどうかというところが、もう少し深く議論した方がいいのではないかと考えています。

申し訳ないのですが、時間のこともありまして、それは1つの宿題として、今後、議論を深めていきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○八木（俊）委員 すみません、1点だけ、短くします。最近、リノベーションが結構あつたりするのですが、過去にもあつたようですけども、工場が例えばレストランになったりすると。ただ、管轄の所に、保健所とかそういう所には許可取って商売をしています。こういうところで審査すると用途変更をしていないと。こういうのって見えないのですね、非常に。これは推薦する人もそうだろうし、事務局のチェックでやっと分かります。その辺も、今日ここでどうのこうのじゃないのですが、そういうところまで広げていただくのかどうかというところがちょっと気になりました。

○岸田会長 ありがとうございます。

それでは、また別に議論させていただきたいと思います。

それで、審議をさらに進めたいと思いますが、次に、活動部門でございます。これについてはいかがでしょうか。「四季の彩りの花壇づくり」、先程もコメントをいただきましたが、「湯島花いっぱい会」、この2つが候補に挙がっております。確かに花を扱う、そういう活動でございますが、写真だけだとやっぱり、御意見もありましたように良く分からないところもございますね。私、もし今意見を申し上げてよろしければ、まず、どちらも花壇の管理の方はどうなっているのでしょうか。事務局の方でその辺は押さえられていますか。花壇をつくった後の日常的な管理のことでございます。

○有坂幹事 こちらですね、まず、礫川公園でやっている「四季の彩りの花壇づくり」、こちらにつきましては、この活動されている方々、文京区公園ガーデナーの方々で自主管理をされているということになります。また、「湯島花いっぱい会」の方も、文京

区でも文の京ロード・サポートというのをやっているのですが、同じように、この前の通りが都道になりますので、東京都のロード・プログラム、清掃したりですとか、そういうことをやられているので、「湯島花いっぱい会」の方々が自主的に管理をされているということになっています。

○岸田会長 私の方から、また続けて申し上げて恐縮なのですが、もう1点確認させてください。公園の方はともかくも、これは都道に花壇を植えて、植栽柵の中に植えているということなのですが、これは許認可とか関係しているんですか。というのは、よくまち中で、植栽柵の前にあるお店なり、家の方が御自分の趣味でいろいろ植えられる。中には高木に育つようなものまで植えられる方がいらっしゃるって、多少問題を指摘される方もいらっしゃるかと思います。どうなのでしょう、そういう意味でお聞きしたんですが。

○有坂幹事 確かに、今会長がおっしゃるように、道路上の植栽帯に、言い方悪いですが、勝手に御自分の好きな花とか、植物を植えられる方もいらっしゃるのですが、先程も言いましたように、「湯島花いっぱい会」の方々は東京都からロード・プログラムの団体として認められていまして、御自分たちが住まわれている湯島ハイタウンの前の植樹帯に花を植えるということも含めてロード・プログラムの活動をされているということですので、植えることに対して許可は得ているものと思います。

○岸田会長 分かりました。ありがとうございます。

○関根委員 もう一つよろしいですか。今の湯島の方ですけれども、私が現地調査をした限りでは、東京都都市緑化基金の助成を受けているということと、東京都公園協会と連携しているというようなことが看板に書いてありましたので、多分その辺は問題ないのではないかと認識しております。

○岸田会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ、土田委員。

○土田委員 恐らくロード・プログラムと言っているのは、東京都道に関わるアダプト制度の問題で、公共施設の管理等々については、一般的に通常は行政からの業者委託、その上に指定管理者制度があって、その間にボランティアベースのアダプト制度という階層制になっていて、アダプト制度の場合は、一般的にはちり取りとほうきを買っていいですよみたいな、ちょっとしたお金が出て、あくまでボランティアでやりましようとい

って、中央分離帯の車道にまでは一般市民が出ると危ないので出さない。歩道側の植栽地というような規定の中で多分動いていると思うのですが。ごめんなさい、揚げ足を取るつもりじゃないですけど、礫川公園は区立公園ですよ。指定管理者ではないのです。簡単に言うと、区民であろうと、勝手に区の公園をいじるということは違法行為なので。別の言い方をすると、そこで指定管理者でない者が勝手にやっているとする、さっきのアダプト制度に近い何かの仕組みがある、ないしは両方の団体がそうなのですが、法人格があるのかないかみみたいなこともちょっと気になってきちゃうので、全然無理に答えなくて大丈夫です。知識として。

○有坂幹事 それについては、特に、無許可で勝手に活動されているということではなくて、区の土木部みどり公園課できっちりと承認をしていて、そこと連携して、礫川公園の中の一部を皆さん方でお花を植えてみませんかという活動の一環として、これをやっている。

○土田委員 花壇の無償提供をやって、ボランティアでサークル活動しているという、そんな感じですかね。

○有坂幹事 そんな意味合いです。

○岸田会長 ありがとうございます。

それでは、景観づくり活動部門についての審議は、ほかになれば、次に移りたいと思います。

最後に、こども景観写真部門です。時間のことばかり申し上げて恐縮なのですが、できれば35分ぐらいまでにまとめていきたいと思っております。これについては、木内様の方から御講評をいただくということになっておりますが、お願いしてよろしいでしょうか。

○木内氏 では、1件目から、よろしいでしょうか。「入口出口の門」ですが、こちらは画面のトーンが統一されていて、アングルをちょっと工夫することによって、門のレリーフが際立って見えるような撮り方をされています。このトーンが統一というのは、落ち着いた色合いの外壁の基準とレギュレーションを設けていらっしゃるという文京区さんのまち並みの1個かなとは思いました。文京区を代表する歴史ある東京大学の正門を堂々と存在感たっぷりに撮影してくれた1枚かと思えます。

続きまして、「セミが鳴く坂」ですが、こちらは起伏に富んだ文京区の景観の特徴もある、坂をワイドレンズの遠近感と、あと子供でもしゃがんで低いアングルから効果

的に撮影してくれたかなと思います。子供らしい冒険心に満ちたというか、そういうアングルから撮影されているかなと思います。光が当たっている所と影の所、ちょっとこちらの写真だと分かりづらいのですが、緑のいろいろな色の表情があって、暑い夏を感じさせてくれるかなと思いました。

3枚目の「東大の緑の大きな木」ですが、東京大学のキャンパス内に生える大きな木、小学生の目線から、いつもは横を向いているのですが、思い切って見上げることによって空に向かって大きく枝が広がって伸びる、その大きさというか壮大さというのが伝わってくるかなと思いました。空に向かって伸びている。暗い所から明るい方へ透けている緑がとても美しい、奥行きを感じる1枚と思います。

最後の「青空の道」、こちら六義園で撮影されたものですが、青空と緑の対比が美しい1枚かなと思います。こちら微妙ないろいろな種類の緑、黄緑、芝生の緑、松の緑、影になっている濃い緑、グラデーションも素敵かなと思いました。こちらは天気の良い、良い光を捉えているなど、夏の思い出となるような1枚だなと思います。

最後に、写真の表現としては、記録や説明的要素と、あとイメージの追求という両側面があると思いますが、素直に表現するというのは、子供だからこそできる、打算なく表現できる要素なのかなと思ひ、場所がちょっと分かりづらいとか、そういうこともあるかもしれませんが、それもイメージを追求する、素直に表現するというのは、今だからこそできる表現の1個かと思うので、そこも含めて皆さんに選んでいただけたらなと思います。

以上です。

○岸田会長 ありがとうございます。これについて4点ございますが、いかがでしょうか。

○萬立委員 ちょっと質問だけいいですか。

○岸田会長 はい、どうぞ。

○萬立委員 選考基準のところに、「構図やアイデアに児童の感性が活かされているもの」というふうにあります。なかなか、どういうふうにそれが表現されているか見るのは難しいところがあるのですが、タイトルは、これは応募者が付けた、子供たちが付けているのですか。

○有坂幹事 そのとおりです。

○萬立委員 そのとおり。一切手を加えずに。

○有坂幹事 はい。

○萬立委員 それだけです。

○岸田会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○橋委員 橋でございます。この写真に関しては、分科会の方でも若干議論があったように思いますが、今、木内先生もおっしゃいましたけど、このカラーコピーの写真だけではちょっと分かりにくいところがあります。写真の賞なので、今後はもうちょっと画質上、何か配慮していただいた方がいいのではないかなと思いました。

以上です。

○岸田会長 ありがとうございます。もし対応できるのであれば対応していただきたい、確かにそう思います。

ほかにいかがでしょうか。

木内さんにちょっと1点お伺いしたいのですが、今回の応募物件は一つも人間が入っていない写真が揃ったのですが、その辺はお立場から見てどう考えられますか。風景さえあればいいという、そういうことでございますか。

○木内氏 いえ、こちらは主に「文京パチリ」というイベントに参加されたお子さんが撮影されたものが割と多いのですが、そのときには風景を撮るとは全く言ってなくて、もちろん私は個人的には風景も撮りますが、人の撮影の方が多くて、まちを形づくっているものも人が造っていると思っているので、どんどん人にカメラを向けて欲しいなと思ったのですが、最終的に上がってきたものは、みんな多分、夢中になって撮っていたものが風景だったり、壁だったりというものが割と多かったかなというのは感じました。

○岸田会長 分かりました。どうもありがとうございます。

○土田委員 よろしいですか。

○岸田会長 はい、どうぞ。

○土田委員 ありがとうございます。最近、調査研究に行つて建築の写真を撮るときも人間を撮っちゃ駄目なのですよ。撮ったものを論文で発表するときも全部顔には紗をかけないといけないので、これも人が入ってくると別な意味で余計な、本人に承諾を得ないと出せないというようなところも、ただただ世知辛い世の中なのですけど、そんなこともあるかなと思って。

1つ、御専門でいらっしゃるということなので木内様にお伺いしたいのは、今、風景の写真を撮るぞと子供たちに言った訳ではない。「文京パチリ」の活動とも関わると思

うんですけど、例えばプロとしてという語弊があるんですけど、風景写真を撮るといったときに、どんなことが気になるというか、心がけのプライオリティーとして何かあるかみたいな、例えば風景という1個の被写体じゃない、生物を撮っている訳ではないし、人を撮っている訳でもないの、風景といったときに幾つぐらいの要素が入ってくるかとか、そんなのって何かありますか、構図的な。

○木内氏 風景と言っても、単にランドスケープを撮れば風景かと言ったら、それだけではないと思うのです。そこを造っている、例えば壁だったりとか石畳だったりとか、そういうものを、皆さん見ているのは、例えばこの景色を見ているとしても、実際見ていらっしゃるのは、お茶を見ている方もいるかもしれないし、全体を見ている方もいるかもしれないし、私だけを見ている方もいるかもしれないという。写真に撮ったときに面白いのは、どこに感動したのかなとか、そういうことだと思うので、それが違うから面白くて、何が100点で、何が0点とか、そういうのではないと思っていて、その中からお子さんが例えば東大の門、一緒にみんな東大に行って撮ったものが門で、それがラインが合っていて面白かったとか、そういう感性が面白いなと思いました。

○土田委員 ありがとうございます。

○岸田会長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。御意見がもう尽きたようです。

それでは、候補作の審議はこれで終了とさせていただきたいと思います。

では、景観賞の最終選考に移りたいと思います。先程申し上げましたが、3部門、厳密に言えば、4つの選考がございますので、部門ごとに選考していきたいと思います。選考の方法は、お手元の投票用紙を使用しての投票です。投票の際のルールについては、事務局から説明をお願いいたします。

○有坂幹事 投票に当たりまして、ルールを3点申し上げます。

1点目といたしましては、選考対象が3件以上ある場合、票が分散する可能性がございます。そこで、1位のものの得票数が過半を超えた場合は、それをもって決定いたします。なお、1位のものの得票数が過半を超えなかった場合には、第1位と第2位の物件で決選投票となります。

2点目といたしましては、表彰の対象に該当するものがないと思われる場合には、白票を投じていただきますようお願いいたします。

3点目といたしまして、選考対象の中に委員御自身が関わったものですか、関係す

るものがある場合には、選考の公正を期すため、該当物件への投票をお控えくださいますようお願いいたします。

事務局からは以上です。

○岸田会長 ありがとうございます。

では、今、説明がありましたルールで投票を行いたいと思います。投票に関することについて御質問はありますか。どうぞ。

○長塚委員 ちょっと事務局に確認したいのですが、1番の都市景観部門、これの小規模との差なんですけど、1から4の中で1つ選べということですか。その上で、5番の「白山通りのいえ」に対する意思表示というのはどういうふうにすればよろしいですか。それは別々なのですか。この5個の中から1個選ぶのですか。その辺ちゃんと細かく御説明いただきたい。

○有坂幹事 投票用紙でも上に表が、4つ対象物件が載っているものと、下に「白山通りのいえ」ということで1つあるかと思います。その4つのものは、4つの中から1つどれか良いものを選んでいただいて丸を付けていただく。「白山通りのいえ」につきましては200平方メートル未満の物件ということで、その物件が景観的に良いかどうかというところを判断していただきますので、4つの中から1つと、1つのものに対しては良いか悪いかということで、分けて判断をしていただければと思います。

○長塚委員 それは丸かバツかを書くということなのですか。白票もありますよね。

○有坂幹事 そうですね。白票もありますが、丸かバツかというか、丸を付けていただくか、付けないかということで投票いただければ。

○岸田会長 ありがとうございます。バツを付けたからマイナス点になるということではない訳ですね。

○有坂幹事 はい。

○岸田会長 ということでございます。

それでは、投票をお願いいたします。

(投票)

○岸田会長 ちょっと説明が足りなかったのですが、最初の投票は、都市景観部門だけです。丸は全部の部門に付けていただいても結構ですが、投票はまず都市景観賞から行います。

(投票)

○有坂幹事 それでは、まず、都市景観部門を発表いたします。本日御参加いただいている委員は20名中、清水委員が御欠席ですので、19名となっております。

まず、都市景観部門の4つの中から選んでいただくものになりますが、まず「智恵子が見た空」が8票。「季節と自然の魅力にあふれる緑のまちかど」が5票。「山門の奥に林立する音羽通りのビル群と講談社」が5票。「後樂園地下鉄留置線と文京区役所」が0票ということで、18票となっております。1つ票が3つのものに丸が付いているような状況でしたので、そちらにつきましては無効票とさせていただきました。なお、「智恵子が見た空」につきましても過半に達していないということとなっております。

また、「白山通りのいえ」につきましては6票ということで、半数以下ということになりますので、こちらは選外ということにさせていただきたいと思えます。

都市景観部門の4つの中から1つということなのですが、先程も言いましたように過半に達していない場合は、1位と2位と決選投票ということなのですが、2位の物件が2つ、5票ずつ入っているということと、1位が8票ということになっておりますので、改めて投票するか、もしくは過半には達していませんが、1位のものを受賞物件とするかという、ちょっとルールから外れてしまいますけど。

○岸田会長 難しいですね。逆に申し上げますと、これはちょっとルールにないのですが、もし委員の方の中で、最初に投票した物件を変えるという人はございますか。1人でももしいらっしゃれば決選にした方がいいかなと思うのですが。いらっしゃらないようなので、そうしましたら1回目で最高票数を獲得した「千恵子が見た空」を受賞物件としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○岸田会長 御意見なかったもので、了解されたということにいたします。

「白山通りのいえ」は結局6票で、積極的に推される方は多くなかったということで選外ですね。

では、続いてお願いいたします。

○有坂幹事 続きまして、景観づくり活動部門です。こちらが「四季の彩りの花壇づくり」が9票。「湯島花いっぱい会」が7票。白票が3票ということで、こちらも決選投票になってしまいますが。

○岸田会長 白票の3票の方がどうされるかというところで決まるということですね、決選をした場合は、ひっくり返る可能性はあると。これはやりますか。それとも先程と同

じように、最初の投票を変えるという方はいらっしゃいますか。

○**土田委員** 言いづらいですね。犯人探しじゃないけど、それはちょっと言いづらいです。なので、やるのであれば決戦投票した方が。

○**岸田会長** ルールとしてはやることになる訳ですね、自動的に。そしたらやりましょう。決まりは決まりですからね。

○**有坂幹事** では、改めて投票用紙をお配りいたします。

次に、こども景観写真部門です。「入口出口の門」が6票。「セミが鳴く坂」が9票。「東大の緑の大きな木」が2票。「青空の道」が0票。白票2票ということになっておりまして、こちらも過半まで達していないので、1位が「セミが鳴く坂」、2位が「入口出口の門」、この2つで決選投票ということによろしいですか。

○**岸田会長** はい。お願いいたします。

○**橋委員** よろしいですか。

○**岸田会長** はい、どうぞ。

○**橋委員** こども景観写真部門は、昨年度は最初ということもあって、該当者が複数だったような気がするのですけれども、今回もかなりの票を集めているから複数というか、上位2名という考えもあるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○**岸田会長** そうですね。ルール上は、原則は1つだったのでしたっけ。それとも……。

○**有坂幹事** これを決めたときには年代別というか、学年別に低学年、中学年、高学年みたいな形でそれぞれ賞をあげてもいいのではないかというような御意見もありましたので、こども景観写真部門については、最大3つまで受賞ということができるということにはしておりますので、今、橋委員がおっしゃいましたように、昨年も2人の方が受賞されていますので、今回あえて決選投票をしなくても、この2つの作品に対して賞を与えるということでもよろしいかと思えます。

○**岸田会長** 分かりました。ありがとうございました。投票前にこども景観写真部門の投票の扱いについて、もうちょっと事前に説明を私の方からすれば良かったと思うのですが、今の御説明にありましたように、場合によっては6票と9票の2作、同時受賞というのもあるようです。そうすると、紙が配られてはいるのですが、写真部門の方ですね。もしよろしければ、御提案のあったように6票と9票の1位と2位、両方選定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○岸田会長 よろしいですか。御異存がないようなので、では、この紙は無効ということにして、この2つを受賞作ということにさせていただきます。

では、景観づくり活動部門については、これは名称を書く訳ですね。投票をお願いいたします。

○土田委員 番号でもいいですか。

○有坂幹事 番号でも構いません。あとは何か四季とか分かる文字だけ入れておいていただければ。

○山田委員 番号を言っていただけますか。何々は何番というふうに。

○有坂幹事 「四季の彩りの花壇づくり」が1番、「湯島花いっぱい会」が2番ということで御記入いただければと思います。

○岸田会長 白票の場合は何も書かないということですね、今回は。

○有坂幹事 はい。

○岸田会長 ということでよろしくお願いします。

(投票)

○岸田会長 事務局にちょっと確認ですが、またこの投票で同じ結果が出た場合は、受賞物件なしになる訳ですね。

○有坂幹事 そうですね。厳密になしというのはルール上決めてはいないのですが。

○岸田会長 一応、過半数を取らなくても受賞できるという、そういうことですか。

○土田委員 そういたしませんか。景観啓発のための制度ですので、応援しないというのはちょっと、審議会としては、御英断いただいて。

○岸田会長 ちょっと規則的なことの確認なのですがね。過半数が条件になっている訳ではない。

○有坂幹事 先程申し上げたルールですと、過半数を取ったものが受賞ということにはなっています。

○岸田会長 ということはルール上は、もし結果が変わらなかつたら該当なしということになる訳ですね。ちょっと結果を待ちましょうか。

○有坂幹事 ただ、先程土田委員からもありましたように、景観づくりに貢献していただいている活動ではありますので、今回上がっているものが植栽をするという同種の活動ということもあるので、どちらも甲乙付け難いということで分かれてしまうということもあるかと思えます。そこは審議会としてどのように御判断いただくか、両方受賞とす

るか、両方選外とするかということで決定していただいてもよろしいかと思ひます。

○**岸田会長** 分かりました。

○**山田委員** よろしいですか。

○**岸田会長** はい、どうぞ。

○**山田委員** 過半数というふうな基準というのが私にはちょっとよく分からない。それがあるから反対に難しいのかなと感じますよね。これで決選投票をやって、また同じになったら、それこそ過半数という括りじゃなくて、多いのが決まりという方がいいのかなとちょっと感じました。

○**岸田会長** 結果がもう出ましたか。今の御提案というか御意見、これはその結果を踏まえてというよりは、結果とは別に話をした方がいいかなと思ひますので、いずれにしても結果の方は、お願いいたします。

○**有坂幹事** そうですね。今の山田委員のお話につきましては、やはり投票するのも、やり直すと時間もかかりますし、そういったことの効率性も考えて、今後、検討したいと思ひます。なお今回は過半を取っておりまして、1番の「四季の彩りの花壇づくり」が11票。2番の「湯島花いっぱい会」が6票で、残り白票が2票という結果となっております。

○**岸田会長** ありがとうございます。山田委員の御指摘もありましたが、これについては議論なく当選が決まったということだと思ひます。それにしても御提案のあった過半数という条件をどう考えるかということについて、ほかの委員の方、御意見ございますか。今回はいずれも過半数に達しなくて、こういう問題が生じた面もあるので、今後もあり得ますよね、当然。

どうぞ、土田委員。

○**土田委員** すみません、不適切な発言を避けようと思ひつつ、ちょっと腹黒い大人としては、景観を推進している区の方が、皆さんに景観の計画、ないしはその事業を知ってもらいたい、景観の意識を向上していただきたい。そのための手助けとして奨励をしておりますが、あまり大盤振る舞いしてしまうと、要はブランディングの価値が落ちてしまう。これは全く、オフレコにはならないのですよね。ならないのですが、この種の行政計画運営上のポイントの1つなので、一義的には過半数という規定を持った上で運用して、その時々メンバーの方たちと議論して、言わば合意の上で決めていくというようなことの方がベターなんじゃないかなと。すみません、腹黒い大人の意見です。よ

ろしくお願いします。

○岸田会長 ありがとうございます。

確かに過半数というのは、何事を決するにも1つの重要な目安ですから、御意見はもつともだと思えます。順位で決めるということになると、基本的に根本的に違う決め方になるので、山田委員から御提案ありましたけれど、現状のように基本は過半数。議論によっては、必ずしも過半数じゃなくても選考の受賞物件になるということによってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○岸田会長 御異議がなければ、続けていきたいと思えます。

随分長い時間ありがとうございました。諮問に対する答申については、今、事務局から発表がありましたように3つの部門、4つの選考、このような選考結果でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○岸田会長 御意見がないようなので、この結果を答申とさせていただきます。

本日は長時間、議事ありがとうございました。お疲れさまでした。

事務局から何かございますよね。

○有坂幹事 現地調査から選考まで、長時間にわたりありがとうございました。

本日選考していただきました景観賞の受賞物件につきましては、来年1月下旬に本審議会を開催し、表彰式を執り行うことを予定しております。また、表彰式は例年昼間の時間に開催しておりましたが、受賞者に児童がおります関係から、学校が終わった後の時間ということで17時から、午後5時からを予定しております。あらかじめ御了承いただきますよう、よろしく願い申し上げます。皆様には、別途御案内を差し上げますので、御予定いただきたく存じます。

それでは、本日も長時間にわたりありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

○岸田会長 これで今日の審議会は終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —